

## J B R S 認証規程

本規程は、一般社団法人日本美容業美容医療審査機構（以下「当機構」といいます。）が実施する認証付与の事業の内容及び運用を規定するものです。

### 第1条 （認証付与事業）

当機構の実施する認証付与事業は、当機構の加盟事業所からの申請に基づき、申請に係る事業所において顧客・患者との契約内容及び方法が適切であるか、使用機器が適切なものであるか等を審査し、当機構の定める認証基準を満たしていると判断する場合に当該事業所を認証事業所として登録し、認証マーク等を交付するものです。

### 第2条 （定義）

- ① 「認証」とは、当機構が、所定の審査を経た上で、契約内容等において適正な運営をしている事業所に付与する認証をいいます。
- ② 「事業所」とは、美容業者の店舗及び美容に関連する医療を行う診療所をいいます。
- ③ 「顧客等」とは、事業所の顧客及び患者をいいます。
- ④ 「加盟事業所」とは、当機構に加盟した事業所をいいます。
- ⑤ 「申請事業所」とは、認証の申請をした事業所をいいます。
- ⑥ 「認証事業所」とは、認証を付与されて当機構に登録された事業所をいいます。
- ⑦ 「提携医療機関」とは、当機構が提携する病院その他の医療機関をいいます。

### 第3条 （認証の申請）

1. 加盟事業所は、所定の認証申請書に必要事項を記載して所定の添付資料と併せて当機構に認証の申請をすることができます。
2. 認証の申請をした加盟事業所は、当機構所定の認証申請手数料を支払うものとします。

### 第4条 （認証申請書の添付資料）

認証の申請をする加盟事業所は、認証申請書に次の資料を添付するものとします。

- ① 各認証申請提出書類（様式1～8、9、10）
- ② 加盟事業所が法人である場合、登記簿謄本
- ③ 加盟事業所が個人である場合、住民票

- ④ 自社で使用している、お客様や患者様にお渡しする書類等

#### 第5条 (認証申請手数料)

認証申請手数料は、一事業所につき 10 万 8000 円 (税込) とします。但し、同一事業者において二以上の事業所の認証の申請をする場合、二事業所目からは 1 万 800 円 (税込) とします。

#### 第6条 (認証申請の受理)

当機構は、加盟事業所から認証の申請があった場合、認証申請書の記載事項に不備がないかを検査し、認証申請手数料の支払を確認して、申請を受理します。

#### 第7条 (書面審査)

1. 申請事業所は、当機構に対し、次の書面を提出するものとします。
  - ① 施術に係る契約の締結前に顧客・患者に交付する書面 (特定商取引に関する法律に基づく事前交付書面、パンフレット、チラシ等)
  - ② 施術に係る契約の内容を示す書面 (申込書、契約書、合意書等)
  - ③ 施術に係る契約の締結後に顧客・患者に交付する書面 (特定商取引に関する法律に基づく契約書面、施術内容等説明書面、パンフレット、チラシ等)
  - ④ 顧客・患者が未成年である場合に当該顧客・患者又はその法定代理人に交付する書面
  - ⑤ その他、顧客・患者との関係で使用する定型書面
2. 当機構は、前項の書面の内容及び体裁の適否を審査員に審査させるものとします。

#### 第8条 (実地審査)

1. 申請事業所は、当機構の定める実地審査を受けるものとします。
2. 当機構は、申請に係る事業所に審査員を赴かせ、当該事業所の責任者との面接、当該事業所における使用機器の確認、その他必要な実地審査を行わせます。
3. 申請事業所は、前項の実地審査に全面的に協力し、審査員の求める資料、物品等を適時に開示するものとします。

#### 第9条 (認証付与の判定)

1. 当機構は、認証申請書、その添付資料並びに書面審査及び実地審査の結果を踏まえ、申請に係る事業所が認証基準を満たしているかどうかを審査委員会に判定させるものとします。
2. 審査委員会は、対象の事業所が認証基準を満たしているかを慎重に検討し、満たしていると判断するときは認証可の議決をし、満たしていないと判断するときは

認証不可の議決をするものとします。

3. 当機構は、審査委員会で認証可の議決のあった事業所の加盟事業所に対し、認証事業所としての登録を通知し、認証マークを付与するものとします。
4. 当機構は、審査委員会で認証不可の議決のあった事業所の加盟事業所に対し、認証不可であった旨を通知するものとします。

#### 第10条 （認証の効果）

1. 認証の有効期間は、認証事業所としての登録の日から3年間とします。
2. 認証事業所は、当該事業所の内外において、当機構の認証を受けている旨を公表することができるものとします。
3. 認証事業所は、その運営する美容業等の目的に限り、認証マークを使用することができるものとします。

#### 第11条 （認証の取消し）

1. 認証事業所に次に掲げる事由があった場合、当機構は認証を取り消すことができるものとします。
  - ① 当該認証事業所を運営する加盟事業所が当機構から脱退し、又は除名された場合
  - ② 中間審査の結果、審査委員会において認証取消しの議決があった場合
  - ③ 認証申請書の記載事項に虚偽があったことが判明した場合
  - ④ 認証申請書の記載事項に変更があったにもかかわらず、速やかにその変更の届け出がなされていなかったことが判明した場合
2. 認証を取り消された事業所は、その取消しの日以降、当機構の認証を受けている旨を公表してはならず、認証マークを使用してはならないものとします。

#### 第12条 （中間審査）

1. 当機構は、認証事業所について、少なくとも1年に1回、中間審査を行うものとします。
2. 審査員は、前項の中間審査のために、期日を定めずに認証事業所の実地審査を行うことができるものとします。
3. 審査員は、認証事業所について認証基準を満たしていない点を発見した場合、その内容を審査委員会に報告するものとします。
4. 審査委員会は、前項の報告により、認証事業所が認証基準を満たしていないと判断するときは、認証取消しの議決をするものとします。
5. 当機構は、前項の議決があった場合、認証を取り消された事業所の加盟事業所に対し、認証が取り消された旨を通知するものとします。

第13条 (認証の失効)

1. 認証事業所は、認証の有効期間が満了する前に更新の申請をするものとします。
2. 更新の申請による認証の審査については、認証の申請の場合の規定を準用します。
3. 認証の有効期間が更新されずに満了した場合、その事業所は、その満了の日以降、当機構の認証を受けている旨を公表してはならず、認証マークを使用してはならないものとします。

第14条 (変更の届け出)

認証事業所は、認証申請書に記載の事項に変更があったときは、速やかに当機構に変更内容を届け出るものとします。

第15条 (本規程の変更)

1. 当機構は、理事会の決議により、本規程を変更することができるものとします。
2. 当機構は、本規程を変更したときは、加盟事業所にその変更内容を周知するものとします。

第16条 (合意管轄)

本規約に関連して当機構と加盟事業所の間で紛争を生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的な管轄裁判所とします。

平成 23 年 12 月 26 日制定